

# 農業委員会だより

田原市農業委員会 / ☎ 23 3519 FAX 22 3817



老後の不安を解消！  
農業者のための公的年金

## ●安心の制度設計

農業者年金制度は、昭和46年1月に発足し、「賦課方式」による年金の給付を行っていましたが、農業構造が大きく変化しましたが、平成14年1月に制度改正が行われ、「積立方式」に転換しました。

これにより、年金財政が加入者数や受給者数に左右されることなく、長期的に安定したものとなりました。

配偶者も一緒に加入すれば、  
終身年金だから安心です。



## 年金財政の仕組み

積立方式(新制度)	賦課方式(旧制度)
<ul style="list-style-type: none"><li>自分が将来受け取る年金の原資を、自分自身で積み立てる方式。</li><li>自分のための積み立てなので、人口構造に左右されない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>現役世代の納める保険料が、現在の受給者の年金原資に充てられる方式。</li><li>少子高齢化に弱い。</li></ul>



## ●税制面で大きな優遇措置あり

支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税などの節税につながります。

## ●保険料額は変更可能

月額2万円から6万7千円の範囲で、農業経営の状況に応じて千円単位で保険料を見直すことができます。

## ●加入資格

次の3つの条件全てを満たしている方。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上65歳未満

※詳しくは農業者年金基金HPをご覧ください。



▲農業者年金基金HP

## ●問い合わせ

農業委員会事務局または愛知みなみ農協総務課 ☎ 34 0373

## なくそう！違反転用

農地(登記または現況が田畑)を耕作以外の住宅・駐車場などの使い方をしたい場合、農地転用許可が必要です。

※市街化区域の場合は届け出が必要

## ●違反転用に対する措置

手続きをせずに農地転用を行うと、違反転用行為となり、是正の指導、工事停止の勧告、原状回復命令などが行われます。懲役や罰金が科される場合があります。

農地の周囲の状況によって扱いが異なりますので、農地転用を検討する場合は、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

## 全国農業新聞で情報入手！

全国農業新聞は、「見やすい」「分かりやすい」紙面を追求して、週1回発行しています。農家の皆様の情報収集のツールとしてご購読ください。

## ●発行 月4回(毎週金曜日)

## ●購読料

- ・郵送料 700円/月
- ・電子版 500円/月

※郵送料をご契約の方は電子版も閲覧できます。

## ●申込

農業委員会事務局または全国農業新聞HPから



▲全国農業新聞HP